

発福第 1350 号
平成 24 年 7 月 24 日

各自治会長 様

北栄町長 松本昭夫
(公印省略)

金婚表彰対象者の調査及び報告について (お願い)

今年度も本町は敬老事業の一環として、米寿・金婚対象者の方に祝詞及び記念品の贈呈を実施いたします。

米寿表彰については、生年月日で対象者が確定することから、町において対象者の把握ができますが、金婚（結婚 50 周年）表彰については、婚姻届や事実婚など、個々の事情により「結婚の日」の確定が不明確であり、町で把握することが困難です。

このため、金婚表彰の対象になる方については、各自治会において周知していただき、自治会長から連絡があったものについて表彰を行います。お手数になりますが、別紙により福祉課へ報告していただきますようお願いいたします。

記

- ・ 金婚（結婚 50 周年）表彰対象者
昭和 37 年 1 月 1 日から昭和 37 年 12 月 31 日の間に結婚された方
- ・ 報告期限 8 月 10 日(金)
福祉課（大栄庁舎）または分庁総合窓口（北条庁舎）に別紙を提出してください。
なお、祝詞等は 9 月の敬老週間（中旬）頃に対象者へ贈呈します。

(担当) 福祉課福祉支援室 黒田
電 話 : 0858 - 37 - 5852
ファクシミリ : 0858 - 37 - 5339
Eメール:kuroda@e-hokuei.net

資料No.9 (別紙)

平成24年度 金婚該当者

【自治会】

住 所	氏 名	結婚の年

※ 平成24年1月1日から12月31日の間に、金婚：結婚満50年（昭和37年に結婚）になるご夫婦です。

※ 取りまとめのうえ、平成24年8月10日（金）までに福祉課に提出をお願いします。

※ お祝いは9月に各家庭を訪問して行う予定です。

放送文（案）

自治会用

役場福祉課では今年結婚50周年の金婚を迎えられるご夫婦及び数えの88歳を迎えられる方に祝詞と記念品を贈呈します。

このうち、結婚50周年を迎えられる方の調査を行っていますので、昭和37年に結婚された方は8月 日までに自治会長まで報告してください。

なお、祝詞と記念品は9月中旬に役場から対象者に直接、贈呈されます。